建築基準法(以下「法」という。)第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和元年8月8日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市上京区寺町通鶴山公園界わい地区建築協定

2 申請者の氏名

湯山 哲守

3 建築協定区域

京都市上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町7番1及び7番2,同区寺町通今出川上る六丁目不動前町3番,3番2及び3番3,同区寺町通今出川上る五丁目歓喜寺前町4番1,5番,5番1,5番3,6番2から6番4まで,6番9から6番12まで,7番,10番,11番1,11番2及び12番並びに同区塔之段寺町通今出川上る五丁目西入桜木町410番6,410番7,412番及び412番2

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町6番1から6番3まで、同区寺町通今出川上る五丁目歓喜寺前町4番、4番2から4番6まで、5番2、6番5から6番7まで、6番13、8番及び9番並びに同区塔之段寺町通今出川上る五丁目西入桜木町410番1から410番5まで、411番、412番1、412番3及び413番1から413番3まで

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

6 協定の期間

10年間(有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。)

7 認可年月日及び番号令和元年8月8日付け第13-002号

## 8 縦覧期間

令和元年8月8日から建築協定書第17条に規定する有効期間満了日又は、法第76条第2項の規定に基づき建築協定の廃止認可を公告した日までの、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)